

## ご 連 絡

令和 2 年 10 月 1 日

債権者各位

福島県いわき市平字南町 2 1 - 1 (破産管財人室)  
破産者 福島電力株式会社  
破産管財人 弁護士 清 水 祐 介

冠省

当職は、福島電力株式会社（以下「破産者」といいます。）の破産管財人として、以下のとおりにご連絡致します。

本件破産手続では、次回集会の債権者集会、財産状況報告集会及び債権調査（以下「債権者集会等」といいます。）の期日が、令和 2 年 5 月 20 日（水）午後 2 時に指定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、当該期日が取り消されておりました。

今般、新たに債権者集会等の期日が、令和 2 年 11 月 20 日（金）午後 2 時に指定されましたので、その旨ご連絡する次第です。

上記期日において当職は、去る令和元年 12 月 5 日に行われた債権者集会等で債権認否を留保した債権、及びその後に破産手続開始通知を送付し、債権届出のありました電気料金の過払債権者が有する債権の存否等について調査を行うこととなります。

なお、**債権者集会等への参加は債権者の義務ではありません。出欠は債権者各位の任意であり、欠席した場合でも、破産手続上、不利益となることはございません。**

破産手続に関するお問い合わせは、下記コールセンターで承っております。また、破産者のホームページ【<https://www.fukushima-d.co.jp/>】において、本破産手続の進行状況に関し、更新して参りますので、適宜ご確認ください。

草々

# 今後、配当を行う場合は、別途通知をいたします。

# 配当に関するお問い合わせを受けても、現時点でお応えすることはできかねますので、電話での問合せはお控え頂き、上記通知をお待ちください。

# 債権者の住所が全国各地に亘っておりますが、**集会に欠席しても、破産手続上、不利益となることはありませんので、ご安心下さい。**新型コロナウイルス感染症が終息していない状況に鑑み、クラスターを防止する観点から、債権者集会に出席する場合は、**債権者 1 社につき出席 1 名に限定**して下さい。

本破産手続の今後の進行状況等に関するお問い合わせ先

福島電力株式会社（コールセンター） 電 話 **0120-057-445**

（受付時間） 平日午前 9 時～午後 6 時

（注）この書面は福島地方裁判所いわき支部作成の書面ではありませんが、予め同裁判所のご承諾を得て破産管財人作成のうえ同封させていただいております。

事件番号 平成30年(フ)第68号

(申立年月日 平成30年6月22日)

破産者 福島電力株式会社

破産管財人

福島県いわき市平字南町21-1 福島電力株式会社破産管財人室

弁護士 清水 祐介

電話 0120-057-445 (コールセンター)

## 財産状況報告集会期日、債権調査期日

### 及び債権者集会期日の通知

令和2年10月1日

債権者各位

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 小野寺 浩

(公印省略)

当裁判所は、頭書破産事件について、次のとおり財産状況報告集会、債権調査及び債権者集会の各期日を決定したので通知します。

#### 記

1 日 時 令和2年11月20日午後2時

2 場 所 いわき市文化センター大ホール  
(福島県いわき市平堂根町1-4)

※ 特にご意見のない方は、上記期日に出頭される必要はありません。